様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 23日

八王子市長　　殿



資廃報

提出者
住　所　東京都千代田区一番町３１
株式会社錢高組東京支社
氏　名　執行役員支社長　西尾嘉洋

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　03-5210-2365

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社錢高組東京支社
事業場の所在地	東京都千代田区一番町３１　［八王子市内工事現場］
計画期間	令和７年４月１日から令和８年３月３１日　（一年間）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	東京支社前年度完成工事高　３４０億円
③従業員数	４６９人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙資料－１　廃棄物処理フロー図参照

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙資料－２、資料２－１　参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	1,193.50　t	3.79　t

（これまでに実施した取組）
・施工高あたりの新築系産業廃棄物（汚泥除く）排出量に管理目標値を設け、総排出量の削減を図る。
・新築建設工事の混合廃棄物について目標値を設け、発生の抑制を図る。
・施工方法を考慮することにより産業廃棄物の発生の抑制を図る。
・メーカーによる過剰梱包材による持込監視の強化を行う。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	－　t	20.00　t

（今後実施する予定の取組）
・上記①現状の取り組みを継続し、各作業所への指導教育の強化を図る。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、木くず、紙くず、ﾀﾞﾝﾎﾞｰﾙ、繊維くず、廃石膏ﾎﾞｰﾄﾞ、ｶﾞﾗｽ陶磁器くず、コンクリート塊、廃アスファルト、金属くず
その他がれき類、混合廃棄物、石綿含有廃棄物、廃油
水銀使用廃棄物の15種類
・ゼロエミッション活動による分別の徹底

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・上記①現状の取り組みを継続し、各作業所への指導教育の強化を図る。
・ゼロエミッション活動の更なる推進により混合廃棄物の削減を図る。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排　出　量	188.00　t	91.00　t	6.05　t	6.94　t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排　出　量	50.00　t	10.00　t	50.00　t	20.00　t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	1,193.50　t	3.79　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	1,193.50　t	3.79　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t

（これまでに実施した取組）
・業者選定時に於ける優良認定処理事業者の確認徹底を図る。
・優良認定処理事業者及び認定熱回収業者について、作業所への教育を徹底するとともに、幅広い採用を図る。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	－　t	－　t	－　t	－　t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（　　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	188.00　t	91.00　t	6.05　t	6.94　t
優良認定処理業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t
再生利用業者への処理委託量	188.00　t	91.00　t	6.05　t	6.81　t
認定熱回収業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－　t	－　t	－　t	－　t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	－ t	20.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t
再生利用業者への処理委託量	－ t	20.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）
・①現状で行っていることを継続して行う。
・リサイクル率の高い業者の開拓を行う。

※事務処理欄

【目標】

産業廃棄物の種類		コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量		50.00 t	10.00 t	50.00 t	20.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	50.00 t	10.00 t	50.00 t	18.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

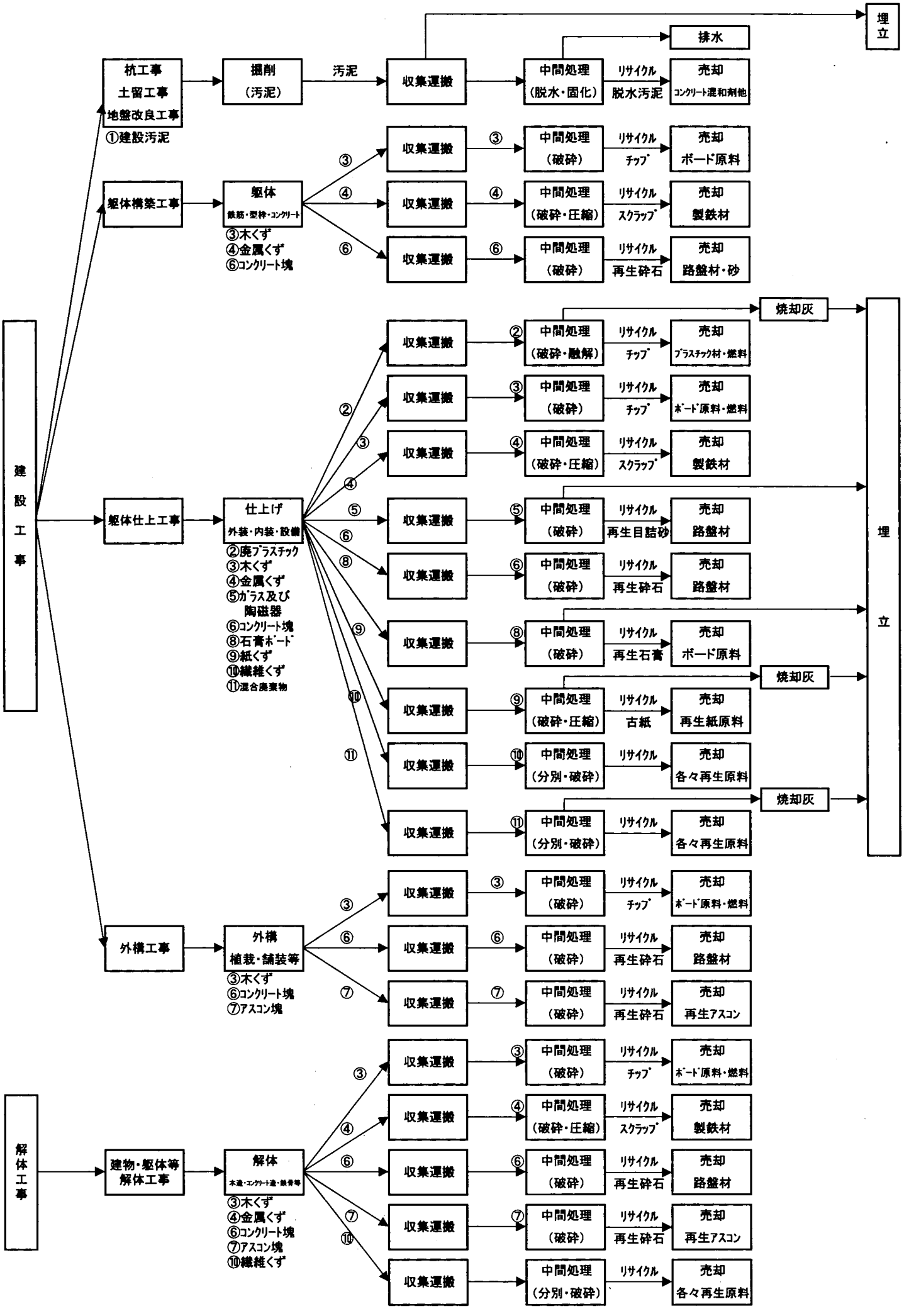
4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

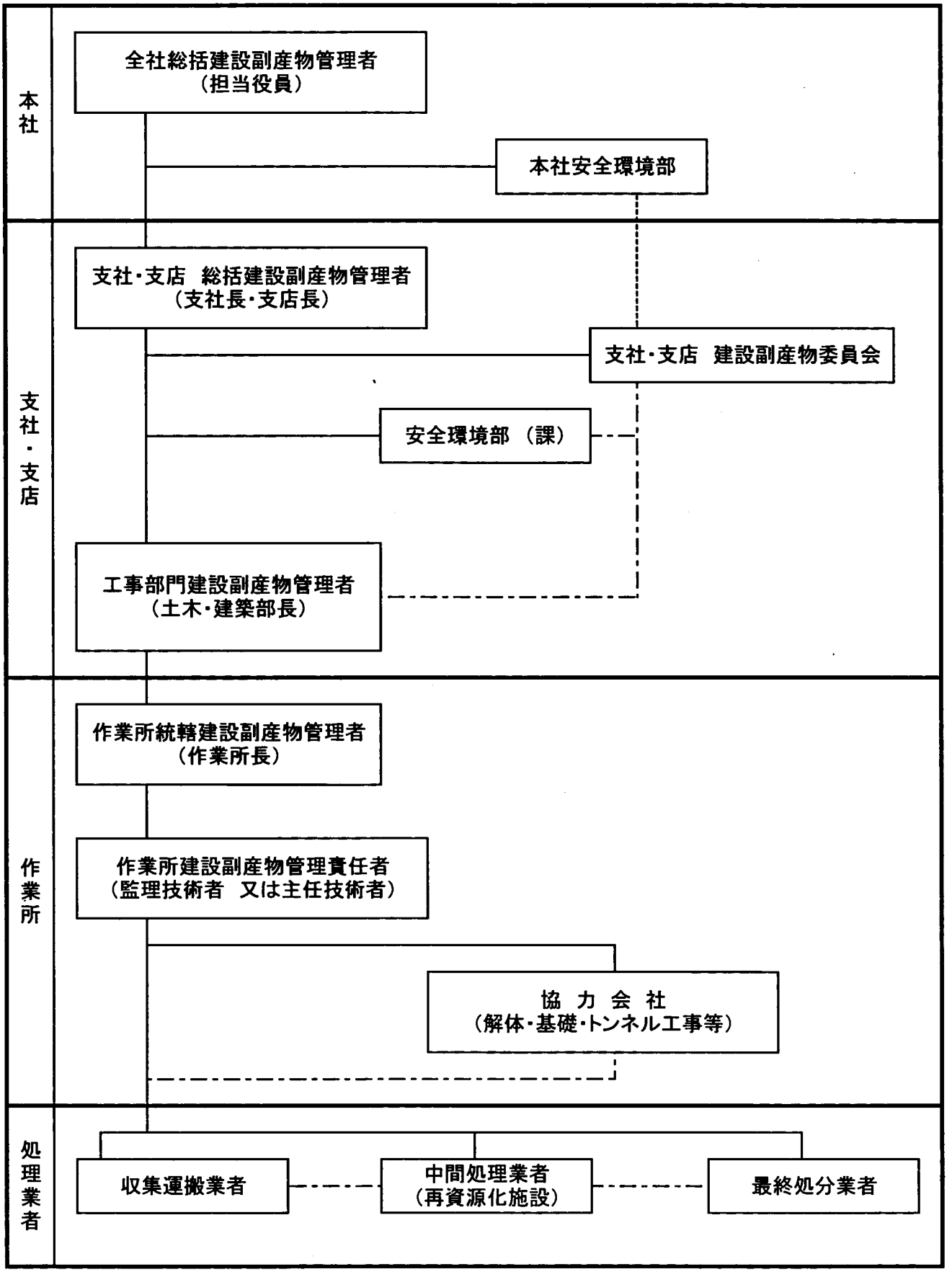
6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー図


建設工事
杭工事
土留工事
地盤改良工事
①建設汚泥
掘削
（汚泥）
汚泥
収集運搬
中間処理
（脱水・固化）
リサイクル
脱水汚泥
売却
コンクリート混和剤他
排水
埋立
躯体構築工事
躯体
鉄筋・型枠・コンクリート
③木くず
④金属くず
⑥コンクリート塊
③
④
⑥
収集運搬
中間処理
（破砕）
リサイクル
チップ
売却
ボード原料
中間処理
（破砕・圧縮）
リサイクル
スクラップ
売却
製鉄材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
路盤材・砂
躯体仕上工事
仕上げ
外装・内装・設備
②廃プラスチック
③木くず
④金属くず
⑤ガラス及び陶磁器
⑥コンクリート塊
⑧石膏ボード
⑨紙くず
⑩繊維くず
⑪混合廃棄物
②
③
④
⑤
⑥
⑧
⑨
⑩
⑪
収集運搬
中間処理
（破砕・融解）
リサイクル
チップ
売却
プラスチック材・燃料
中間処理
（破砕）
リサイクル
チップ
売却
ボード原料・燃料
中間処理
（破砕・圧縮）
リサイクル
スクラップ
売却
製鉄材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生目詰砂
売却
路盤材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
路盤材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生石膏
売却
ボード原料
中間処理
（破砕・圧縮）
リサイクル
古紙
売却
再生紙原料
中間処理
（分別・破砕）
リサイクル
売却
各々再生原料
中間処理
（分別・破砕）
リサイクル
売却
各々再生原料
焼却灰
焼却灰
焼却灰
埋立
外構工事
外構
植栽・舗装等
③木くず
⑥コンクリート塊
⑦アスコン塊
③
⑥
⑦
収集運搬
中間処理
（破砕）
リサイクル
チップ
売却
ボード原料・燃料
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
路盤材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
再生アスコン
解体工事
建物・躯体等
解体工事
解体
木造・コンクリート造・鉄骨等
③木くず
④金属くず
⑥コンクリート塊
⑦アスコン塊
⑩繊維くず
③
④
⑥
⑦
⑩
収集運搬
中間処理
（破砕）
リサイクル
チップ
売却
ボード原料・燃料
中間処理
（破砕・圧縮）
リサイクル
スクラップ
売却
製鉄材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
路盤材
中間処理
（破砕）
リサイクル
再生砕石
売却
再生アスコン
中間処理
（分別・破砕）
リサイクル
売却
各々再生原料

錢高組建設副産物管理体制組織図



作業所建設副産物管理機構図

支社・支店名	東京支社	作業所名	

本社

全社総括建設副産物管理者
（担当役員）

支社・支店

支社・支店　総括建設副産物管理者
（支社長・支店長）

支社・支店　建設副産物委員会

工事部門建設副産物管理者
（土木・建築部長）

安全環境部　（課）

作業所統轄建設副産物管理者
（作業所長）

協　力　会　社
（作業所責任者）

作業所建設副産物管理責任者
（監理技術者　又は主任技術者）

収集運搬業者

処　分　業　者
（中間・最終）